



2022年6月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ス ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 C E O イ ン ・ ル オ
(コード番号: 2160 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 C F O ジ ョ セ フ ・ フ ラ ン シ ス ・ マ イ ヤ ー
(TEL. 03-6214-3600)

当社取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本件新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年7月4日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 24,900株
(3) 発行価額	1株につき 1,199円
(4) 発行価額の総額	29,855,100円
(5) 割当予定先、その人数及び発行する株式の数	当社取締役 1名 6,500株 当社従業員 3名 18,400株
(6) その他	本件新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、今年就任した取締役（昨年従業員として入社）及び昨年以降入社した従業員のうち3名（以下併せて4名を「付与対象者」といいます。）に対し、当社の企業価値を持続的に向上させるためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有をより進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬を付与することといたしました。付与対象者のうち、取締役については、2022年6月16日開催の報酬委員会において、本件割当株式を譲渡制限付株式報酬として付与することを決定しております。

付与対象者は、当社から付与対象者に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払い込むことで、当社の発行する普通株式（以下「本件割当株式」といいます。）を引き受けます。

本件新株発行に当たっては、当社と付与対象者との間で、以下を概要とする譲渡制限付株式割当契約（以下「本件割当契約」といいます。）を締結いたします。

3. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

払込期日から、各付与対象者が当会社に入社してから2年後の日まで、付与対象者は、本件割当株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象者が、譲渡制限期間中継続して当社又は当社子会社の従業員、取締役、監査役又は執行役の地位を有することを条件として、当該譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除します。ただし、当社が正当な事由と認める事由による退職の場合及び死亡による退職により当社又は当社子会社の従業員、取締役、監査役又は執行役の地位を失った場合は、当該付与対象者が有する本件割当株式について譲渡制限を解除します。

(3) 無償取得

譲渡制限期間中に付与対象者が当社又は当社子会社の従業員、取締役、監査役又は執行役の地位を喪失した場合（当社が正当な事由と認める事由による退職の場合又は死亡による場合を除きます。）は、当該付与対象者の有する本件割当株式を当社が当然に無償取得するものとします。

(4) 株式の管理

本件割当株式の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を防ぐため、本件割当株式は、証券会社に開設する専用口座において管理されます。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会により承認された場合（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の代表執行役により承認された場合）、又は当社の支配（議決権の過半数を保有するなどの方法で当社の財務及び事業の方針の決定を支配していることをいいます。）が変更されることとなった場合（以下「組織再編等」といいます。）には、その時点で付与対象者が有するすべての本件割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時等をもって、譲渡制限を解除します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

付与対象者に対する本件新株発行は、付与対象者に対して当社から支給される金銭報酬債権を付与対象者が現物出資財産として当社に対して払い込むことにより行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除するため、2022年6月15日（取締役会決議日の前営業日）からさかのぼって5営業日（取締役会決議日の前営業日を含みます。）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り下げます。）としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であることから合理的であり、特に有利な価格には該当しないものと考えております。

以 上